



政府実行計画と 2023年度における実施状況について

令和7年10月

令和7年度北海道官庁施設等地球温暖化対策連絡会議



政府実行計画について

2050年カーボンニュートラル宣言・2030年度目標の表明



- 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅元総理より「**2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す**」ことが宣言された。

【第203回国会における菅元内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日）〈抜粋〉

- 成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします**。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

- 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅元総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅元内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日）〈抜粋〉

- 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

長期目標

**2050年
温室効果ガス
排出実質ゼロ**

中期目標

**2030年度
温室効果ガス
排出46%削減
(2013年度比)**

**さらに、50%の
高みに向けて
挑戦を続ける**

「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。



長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け



地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用
事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進



ESG投資にもつなげる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

■ 地球温暖化対策計画とは？

- ⇒ **地球温暖化対策推進法に基づく**政府の総合計画。
- ⇒ 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定する計画。

<内容>

- ・温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標
- ・事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項
- ・目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策 等

(参考) 地球温暖化対策計画本文

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/250218.html>

■ 政府実行計画とは？

- ⇒ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の略称。
- ⇒ **地球温暖化対策計画の目標を踏まえ**、政府の各行政機関（以下「各府省庁」という。）が行うすべての事務及び事業を対象として、地球温暖化対策として実施すべき事項を定めたもの。
- ⇒ **関係機関や関係団体、地方公共団体等**においてもこの計画の趣旨を踏まえた率直的な取組が行われることが期待される。

(参考) 政府実行計画本文

<https://www.env.go.jp/content/000291719.pdf>

■ 各府省庁の実施計画とは？

- ・政府実行計画に基づき、以下の5つの取組について、個別の対策の目標を**府省庁ごと**に設定することとする。
- ・以下の5つの取組をはじめ、府省庁ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。
- ・**地方支分部局、地方合同庁舎等**ごとの削減計画を盛り込むこととする。

(参考) 各府省庁の実施計画

https://www.env.go.jp/earth/action/ministries-4_00003.html

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物

(敷地含む) の**約50%以上**に**太陽光発電設備を設置**することを目指す。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車:電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上**を**再生可能エネルギー電力**とする。

(参考) 旧政府実行計画の概要 (令和3年10月22日閣議決定)



- 政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画 (温対法第20条)
- 温室効果ガス総排出量を2030年度までに**50%削減** (2013年度比) することを目標とし、その目標達成に向け、**太陽光発電**の最大限導入、新築建築物の**ZEB化**、**電動車・LED照明**の導入 徹底、積極的な**再エネ電力調達**等について率先実行。 ※毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつ、フォローアップを行い、着実なPDCAを実施。

計画に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物 (敷地含む) の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを旨とする。



新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを旨とする。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック (使用する公用車全体) でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車 : 電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

2030年度までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

2050年カーボンニュートラルを見据えた取組

2050年カーボンニュートラルの達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

政府実行計画の概要（令和7年2月18日閣議決定）



- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組

- 太陽光発電
 - ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、**2040年度までに100%設置を目指す。**
 - ✓ **ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。**また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて**導入目標を検討する。**
- 建築物の建築
 - ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、**2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。**また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
 - ✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの**ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。**

※ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物

財やサービスの購入・使用に当たっての取組

- 公用車/
LED
 - ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。
※ 電動車は代替不可能なものを除く
- 電力調達
 - ✓ **2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、排出係数の低減に継続的に取り組む。**
- GX製品
 - ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、**率先調達**する。
※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの

その他の温室効果ガス排出削減等への配慮

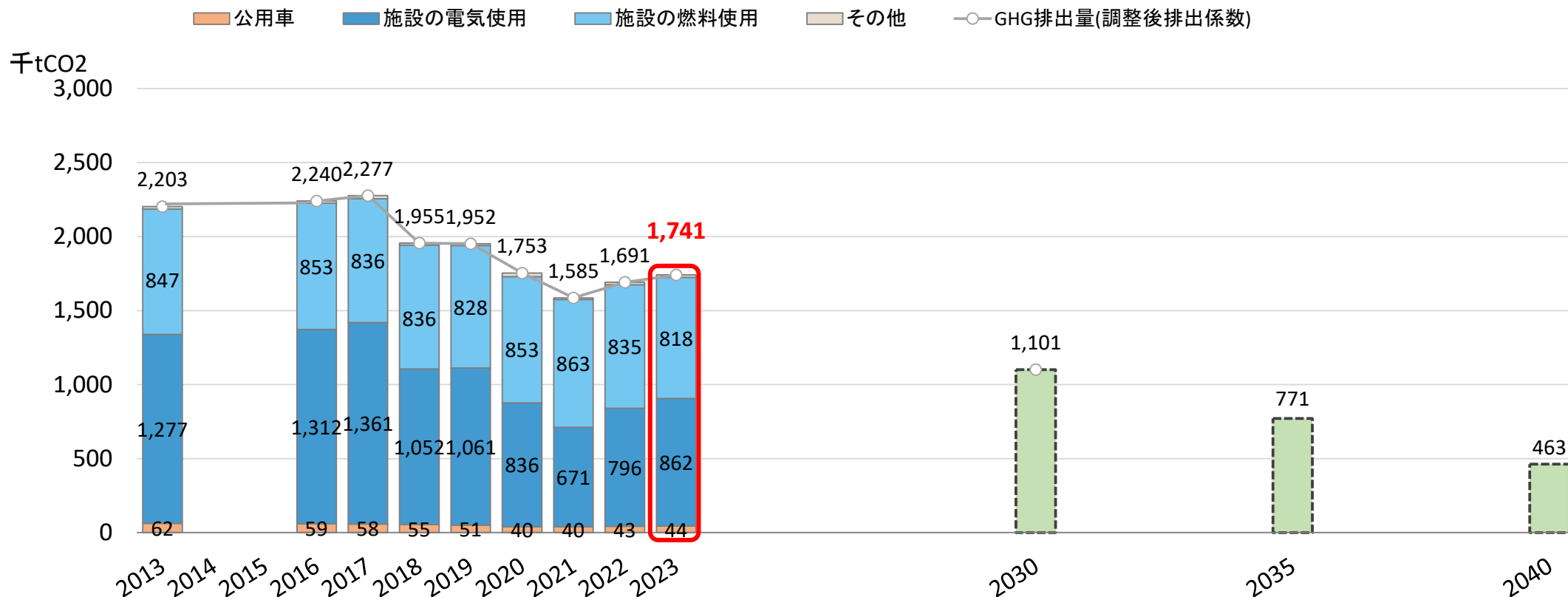
- ✓ 自然冷媒機器の率先導入等、**フロン類の排出抑制に係る取組を強化**
- ✓ **Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。**
- ✓ 職員に**デコ活アクションの実践**など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。
※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量

2023年度における 政府実行計画の実施状況

政府全体の温室効果ガス総排出量の推移 [調整後排出係数]

- 2023年度の政府全体における温室効果ガス総排出量は1,741千tCO₂であり、2013年度比で21%減少。
- 施設の燃料使用による排出量が減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加したことで前年度比では3%増加。
- 再エネ調達率の減少※に伴い施設の電気使用に係るCO₂排出係数が増加したことによる影響と考えられる。

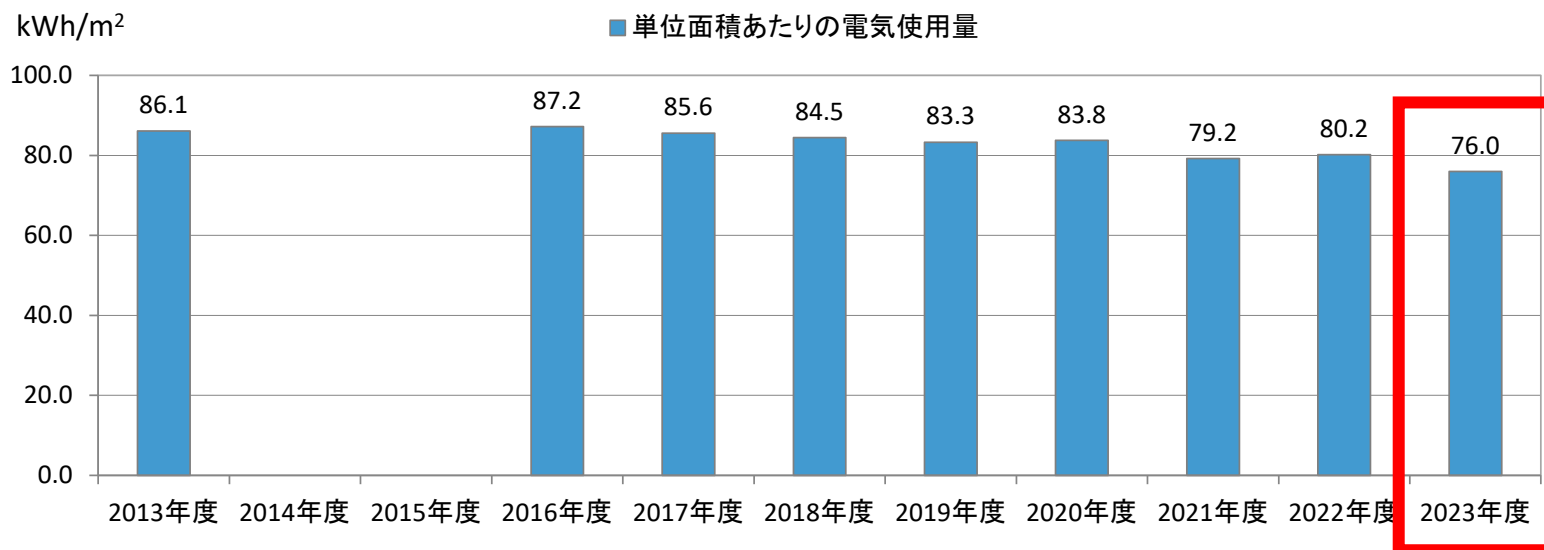
※2030年度までに調達する電力の60%以上を再エネ電力とすることを目標としているが、2023年度の再エネ調達率は19.1%（前年度比1.6pt減）。



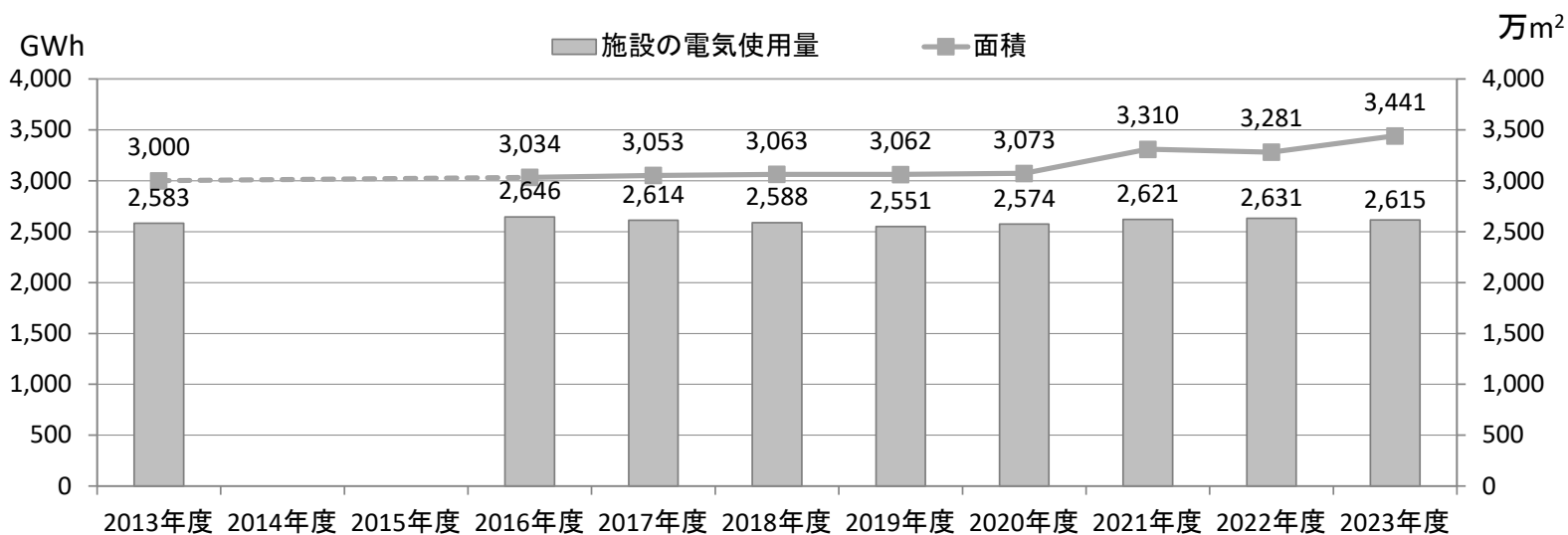
※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

施設の単位面積当たりの電気使用量

■ 2023年度の単位面積当たりの電気使用量は、前年度比で5.2%減少、2013年度比で11.8%減少。



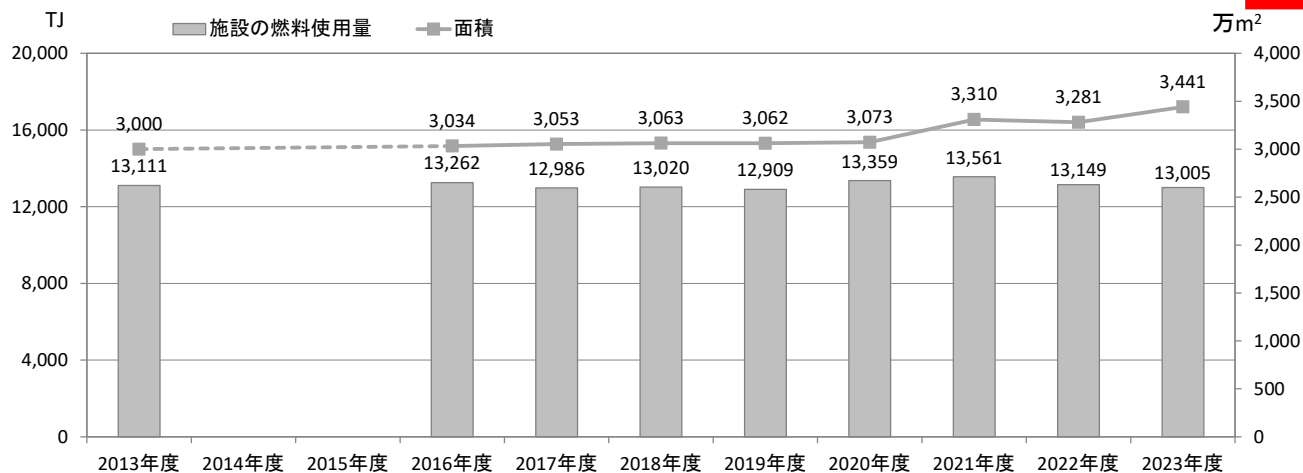
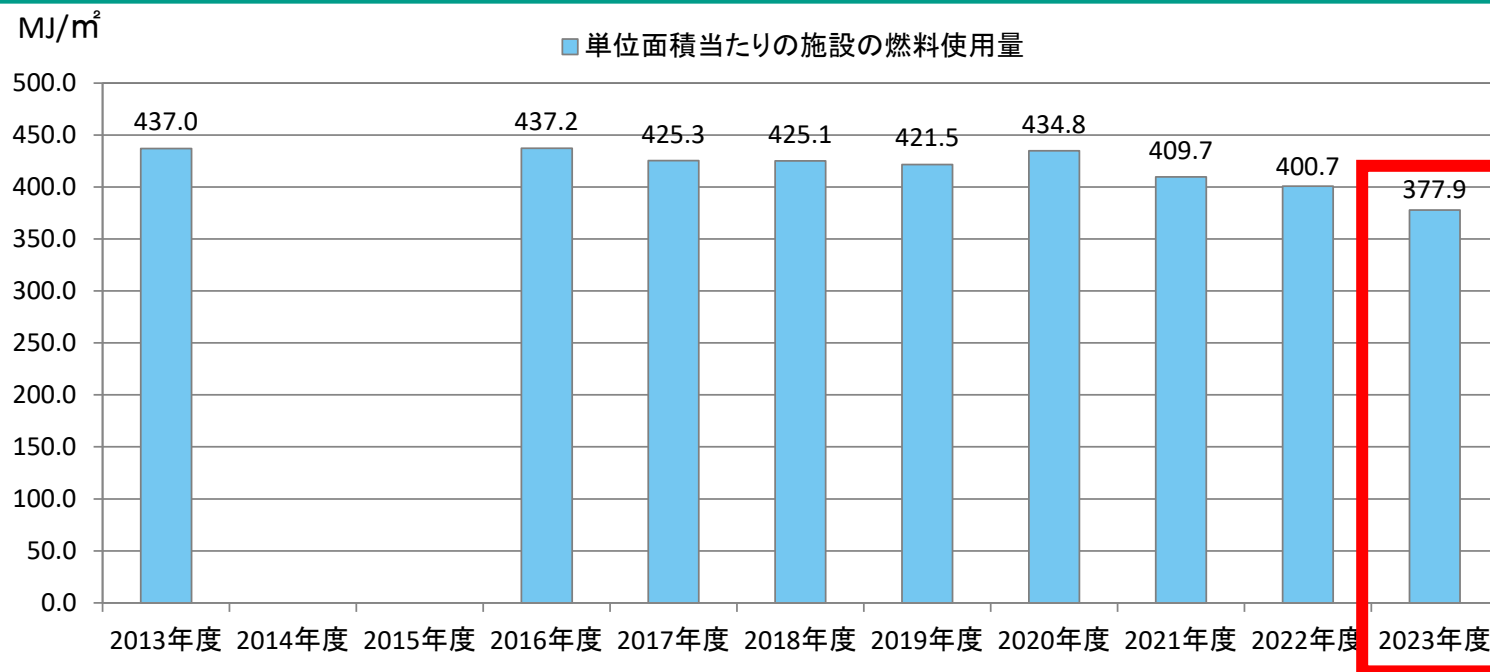
【参考】



※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点第2位以下を含めた数値で算出したもの。

施設の単位面積当たりの燃料使用量

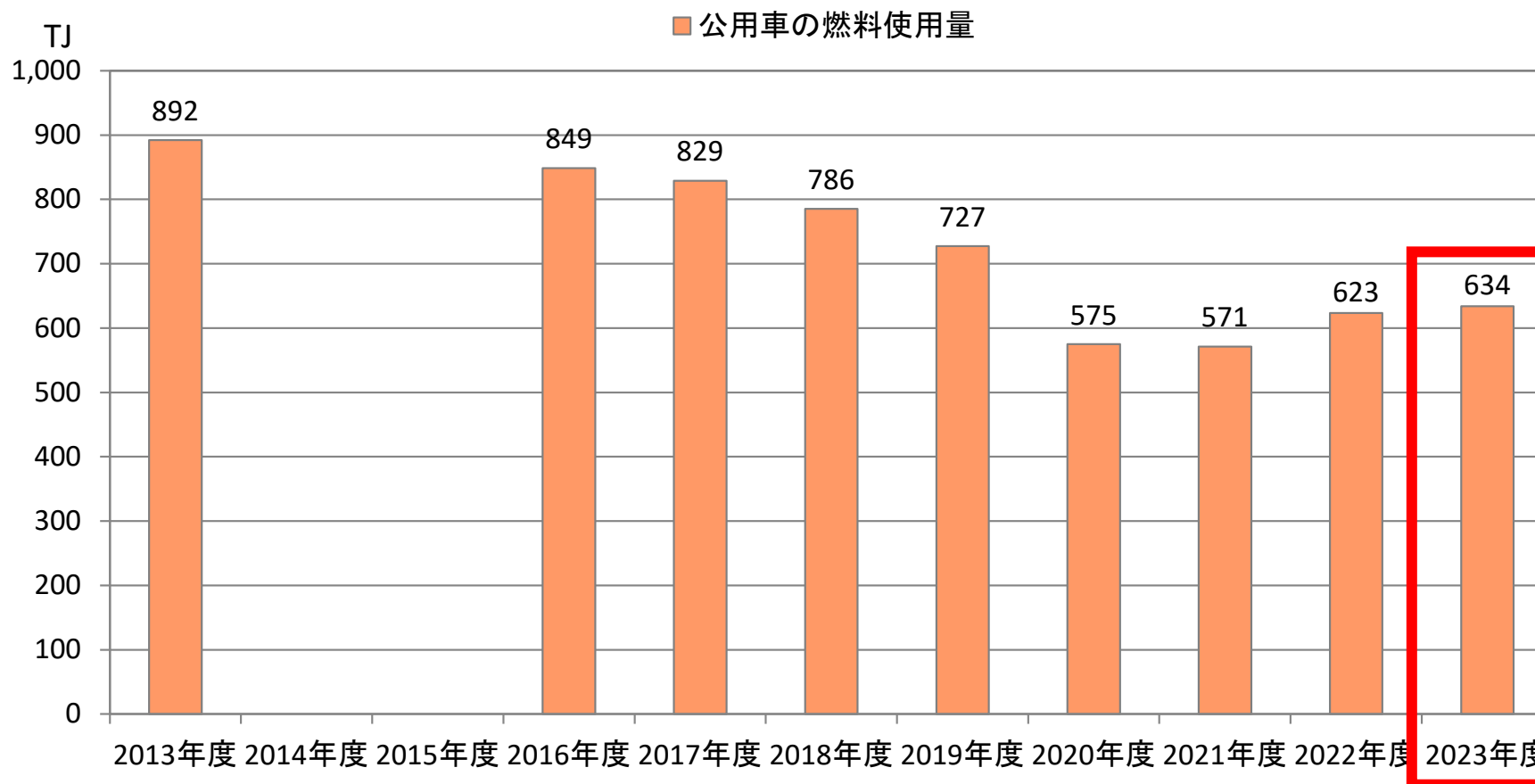
■ 2023年度の施設の単位面積当たりの燃料使用量は、前年度比で5.7%減少、2013年度比で13.5%減少。



※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点第2位以下を含めた数値で算出したもの。

公用車の燃料使用量

- 2023年度の公用車の燃料使用量は、前年度比で1.7%増加、2013年度比で28.9%減少。
- 公用車 1 台当たりの燃料使用量は、2013年度比で約45%減少。（台数は2013年度比で28%増）

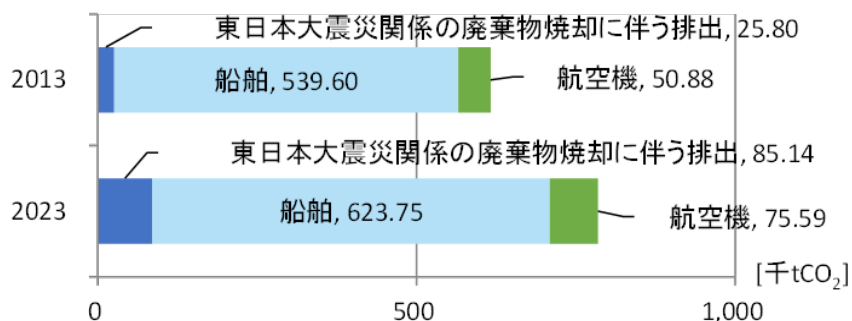


※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点第2位以下を含めた数値で算出したもの。

削減目標対象外の温室効果ガス排出量[調整後排出係数]

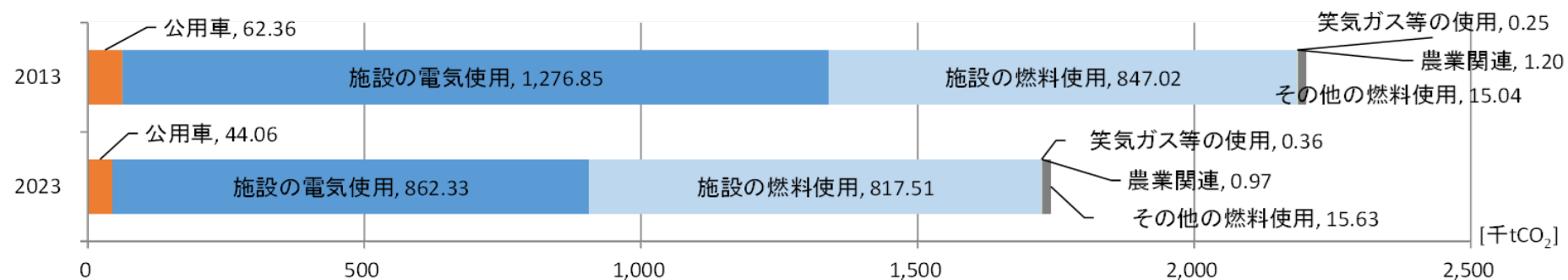
- 温室効果ガス排出削減目標の対象外としている「船舶・航空機」「東日本大震災関係の廃棄物焼却」については、排出量の把握を行い取組の進捗状況を点検することとしている。
- 2023年度における「船舶・航空機」の使用に伴う排出量は約699千tCO₂、「東日本大震災関係の廃棄物焼却」に伴う排出は約85千tCO₂であり、それぞれ2013年比で約18%、約230%増加。

削減目標対象外



※東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う温室効果ガスの排出は、帰還困難区域における除染や家屋解体等に伴う廃棄物の焼却によるものであり、対象となる廃棄物の処理が終われば排出量はゼロとなる見込み。

(参考) 削減目標対象



2023年度の進捗①

対象	目標値	2023年度の進捗 (前年度からの進捗)
温室効果ガス排出量	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに50%削減 ✓ 2035年度までに65%削減 ✓ 2040年度までに79%削減 (いずれも2013年度比) 	<p>21.0%減少 (注) (2.2pt増加)</p> <p>注：調整後排出係数</p>
太陽光発電	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに設置可能な建築物 (敷地含む。)の約50%以上に太陽 光発電設備を設置 ✓ 2040年度までに設置可能な建築物 (敷地含む。)の100%に設置を目指 す 	<p>設置可能な建築物 (敷地含む) への 導入割合：21.6% (1.0pt増加)</p>
建築物の建築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新築建築物は原則ZEB Oriented相 当以上 ✓ 2030年度までに新築建築物の平均で ZEB ready相当となることを目指す ✓ 2030年度以降には、更に高い省エネ性 能を目指す 	<p>2022年度以降の新築建築物の状況： 『ZEB』相当 2件 Nearly ZEB相当 0件 ZEB Ready相当 4件 ZEB Oriented相当 7件</p>

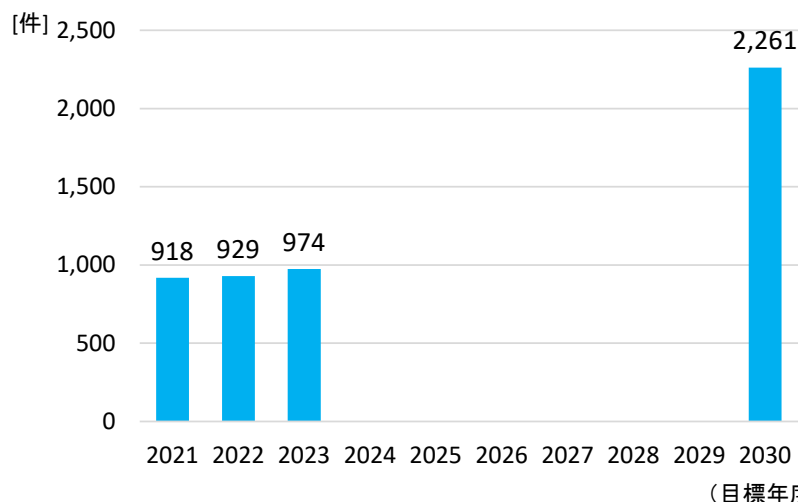
注：政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気、ガス、熱供給については購入量に調整後排出係数を乗じて算定。

2023年度の進捗②

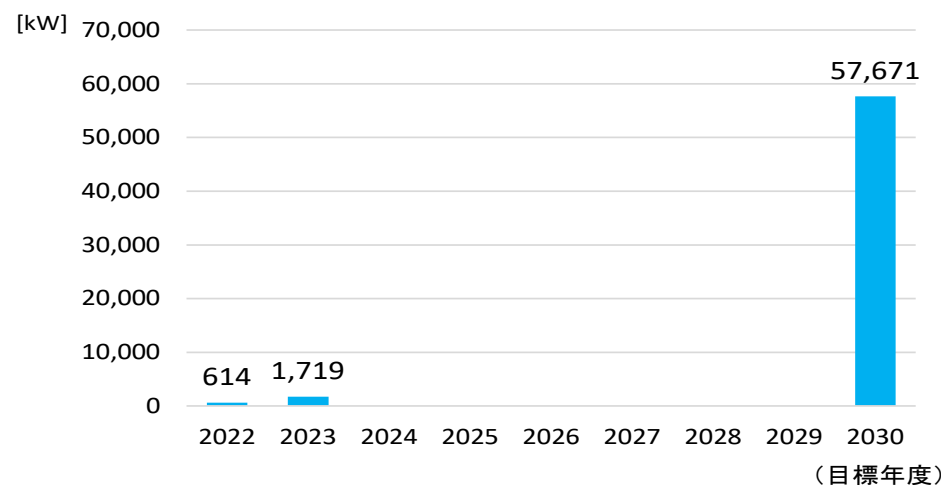
対象	目標値	2023年度の進捗 (前年度からの進捗)
公用車の電動化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 新規導入・更新については2022年度以降全て電動車（注） ✓ 2030年度までにストック100%を目指す（電動車に代替不可能なものを除く） <p>注：電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車</p>	<p>2023年度の新規導入・更新における電動車の割合：73.5% (12.7pt増加)</p> <p>ストックでの導入率：39.2% (5.7pt増加)</p>
LED照明	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする 	<p>導入率：39.4% (7.5pt増加)</p>
電力調達	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする ✓ 2030年度以降、再エネ電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とする 	<p>再エネ電力調達割合：19.1% (1.6pt減少)</p>

- 太陽光発電については、**政府実行計画に基づく件数ベースの目標に加え、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議において、2030年度における容量ベースの導入目標を設定（令和6年3月）**。各府省庁においてそれら導入目標の実現に向けた**工程表や計画等を盛り込んだ太陽光発電整備計画を令和6年4月に策定（毎年度見直し予定）**。
- 本計画に従って取組を進めており、2023年度までの状況（2024年度の見込みを含む）は以下の通り。
 - ・導入目標に対する政府全体の進捗状況は、**件数ベースで21.6%、設備容量ベースで3.0%**
 - ・太陽光発電整備計画において示された今後の導入計画は、**157件（設備容量未定も含む）、642kW**
- 政府保有の全ての建築物及び敷地について**今後導入可能性のあるポテンシャルを調査したところ、3,829件、128,666kWであり、これらの活用に向けた取組強化が必要な状況**。

導入状況（件数ベース）



導入状況（設備容量ベース）



※ 導入状況（件数ベース）について、各年度の数値は次年度の見込みを含めた件数。

※ 導入状況（設備容量ベース）は、2022年度以降の導入量の累計。2023年度の実績は2024年度の導入見込み分を含めた数値。

太陽光発電の導入に向けた検討状況

- 太陽光発電の更なる導入の加速化に向けては、①**2030年度を見据えて導入計画を具体化するとともに**、②**導入コストの抑制が不可欠**。
- 導入計画の具体化については、**導入計画の策定に必要となる構造計算書等の書類の保有状況等を今年度調査し、建築物ごとに事業性を具体的に精査しながら導入計画の作成を進める**。（環境省は令和6年度に書類の保有状況調査を先行実施）
- 導入コストの抑制については、初期投資が不要であり予算の平準化につながる**PPAモデル活用に向けた検討を進める**。（一般的な導入モデルだが、政府施設における事例なし）
- 令和6年度に、環境省環境調査研修所（所沢市）において事業化を検討したが、事業規模が小さく、防水工事を要すること等により、**電力調達コストが現状を大きく上回る結果となり事業化に至らなかった**。今年度は、より大きなポテンシャルを有する施設における検討や、複数施設まとめて規模を確保する手法の検討等を進める。

【環境省における導入候補建築物の調査・検討結果】

	分類指標	件数
グループ①	構造計算書、電力需要量データ（30分値）、単線結線図を全て保有している建築物	8件
グループ②	構造計算書は保有しているが、電力需要量データ（30分値）、単線結線図のいずれか又は両方を保有していない建築物	26件
グループ③	構造計算書を施設で保有していない建築物	48件
グループ④	施設の事情等により、引き続き調査を継続する建築物	83件

※ 構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、太陽光発電導入検討・施工時に必要と考えられる書類。

※ 事業性検討等に必要となる、構造計算書・電力需要量データ（30分値）、単線結線図に着目して分類。電力需要量データ（30分値）、単線結線図は、保有していない場合でも、電力会社等から入手することが可能。他方、構造計算書は、多くの場合で再作成が必要となることから優先順位を落とした。なお、構造計算書がない場合の対応は、①地方整備局に保存されていれば依頼、②建築事務所等へ再作成を依頼、③建築基準法の範囲内で設置の3パターンによる導入が想定される。

新築建築物のZEB化の状況

- 2021年度の政府実行計画改定以降に設計した新築建築物は原則ZEB Oriented相当とし、2030年度までに平均でZEB Ready相当となることを目指すこととしている。
- 2022年度以降に設計・建築・竣工した新築建築物において、『ZEB』相当が2件、ZEB Ready相当が4件、ZEB Oriented相当が7件となっている。
- FU調査等を通じてより詳細な状況を把握しながら、優良事例の共有等により取組を促進していく。

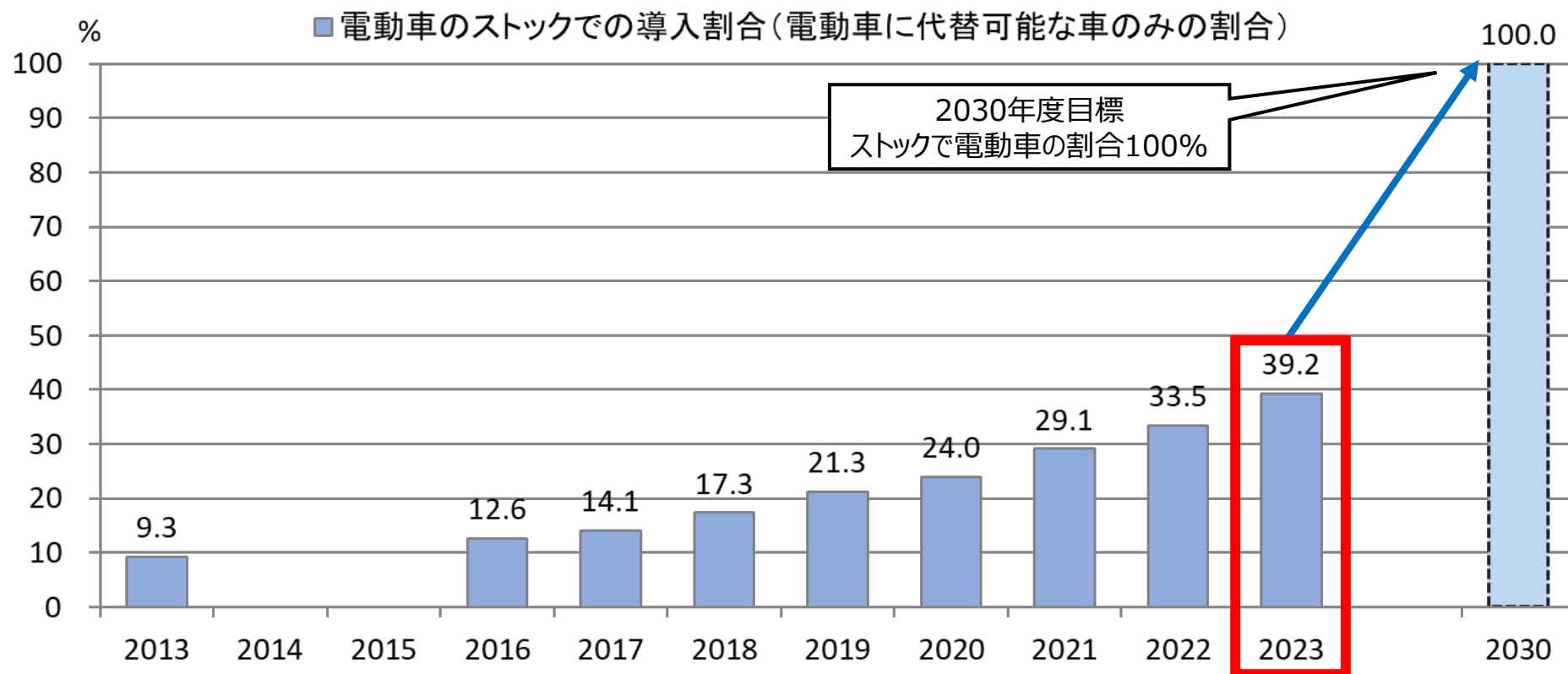
ZEB相当の事例	府省庁	所管機関	建築物名	2024年3月末時点の建築状況	建築物全体の延床面積積 (㎡)	省エネによる削減率	創エネによる削減率
『ZEB』相当	環境省	九州地方環境事務所	くじゅう国立公園管理事務所	竣工済	116	71	65
	環境省	中国四国地方環境事務所	地家室園地休憩所	竣工済	199	51	56
ZEB Ready相当	農林水産省	九州森林管理局	大分森林管理署庁舎	設計中	452	51	3
	防衛省	防衛医科大学校	体育館	竣工済	2,707	51	0
	防衛省	陸上自衛隊出雲駐屯地	施設整備工場	建設中	1,013	51	0
	防衛省	海上自衛隊館山航空基地	車両整備場	設計中	646	59	0
ZEB Oriented相当	内閣府	本府省	立川防災合同庁舎(備蓄倉庫)	竣工済	1,585	47	0
	厚生労働省	茨城労働局	古河労働総合庁舎	建設中	2,182	42	7
	厚生労働省	島根労働局	出雲公共職業安定所	設計中	1,270	41	6
	厚生労働省	愛媛労働局	今治労働総合庁舎	設計中	2,472	44	5
	国土交通省	近畿地方整備局	大手前合同庁舎	竣工済	48,878	48	1
	国土交通省	四国地方整備局	徳島河川国道事務所新館	建設中	3,492	47	0
	国土交通省	九州運輸局	福岡運輸支局本庁舎	設計中	2,140	46	6

(注) 建築物の建設には一定の期間が必要であることから、2021年度の政府実行計画改定以前から設計を行っている建築物については本目標の対象外
 ※各ZEB相当とは、認定を受けていないものも含め、以下定義に当てはまるもの。

- ①『ZEB』相当：50%以上の省エネ、かつ再エネ導入により合計100%以上削減、②Nearly ZEB相当：50%以上の省エネ、かつ再エネ導入により合計75%以上100%未満削減、③ZEB Ready相当：再エネ導入を除き、50%以上の省エネ、④ZEB Oriented相当：再エネ導入を除き、30~40%以上の省エネ

電動車の導入割合の推移

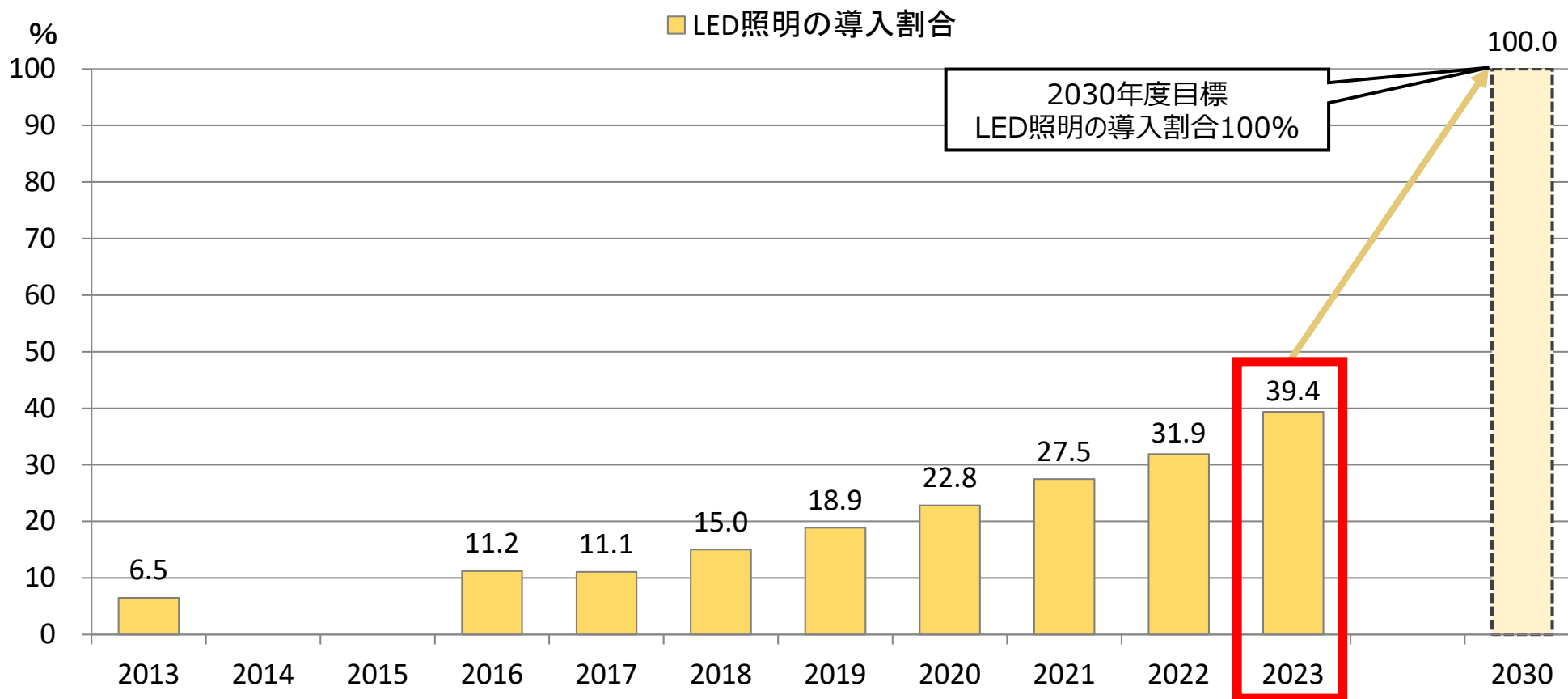
- 2023年度の新規導入・更新における電動車の割合は73.4%。ストックでの電動車の導入割合は2023年度実績で政府全体で39.2%。
- 2030年度までに、代替可能な公用車は全て電動車とするという目標に向けて一層の取組が必要。
- **新規導入・更新時における電動車の導入を徹底するとともに、今後の公用車の更新時期を把握し、計画的に導入を進めていく必要がある。**



※本割合は、電動車の母数として代替不可能な車を含んでおらず、以下の式によって算出している。
電動車の導入割合 = 電動車の台数[台] ÷ (公用車の総台数[台] - 電動車に代替可能でない台数[台])

LED照明の導入割合の推移

- 政府全体でのLEDの導入割合は、2023年度実績で39.4%であり、2030年度までに既存設備を含めたLED照明の導入割合を100%にするという目標に向けて一層の取組が必要。
- 一般照明用の蛍光灯の製造・輸入は2027年末に廃止されることから、**施設の新築・改修時におけるLED照明の導入を徹底するなど計画的な更新を進めていく。**



北海道地方環境事務所におけるLED照明の導入

- 北海道地方環境事務所では、札幌第一合同庁舎 3 階の執務室等において、令和 7 年度中に LED 照明への交換を実施予定。

「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日改定）

（一部抜粋）

ii) 関係府省において、既存照明の更新時には、以下のとおりとする。

・既存照明の約半数が、2015 年度時点で設置・更新後 15 年以上経過し、エネルギー効率が低い照明機器が法定耐用年数以上使用されていることを踏まえ、設置・更新後 15 年を経過している照明については、原則として 2020 年度までに LED 照明への切替えを行う。

・LED 照明及び Hf 蛍光灯以外の照明機器（FL 蛍光灯等）は、LED 照明への交換による費用削減効果及び省エネ効果が極めて大きいことを踏まえ、2015 年度時点で設置後 15 年以上経過していないものであっても、執務室及び照明の使用形態が執務室と同様の場所において、原則として 2020 年度までに LED 照明への切替えを行う。

「環境省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日改定）

（一部抜粋）

既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100% とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。



北海道地方環境事務所 執務室の照明

- 政府全体での再エネ電力の調達割合は、2023年度実績で19.1%であり、2022年度から1.6pt減少。
- 電力調達の際、事業者の見積もりが予定価格を上回る等の理由で不落・不調となり、結果的に再エネ電力の割合が低い電力を購入しているケースが見受けられる。
- 各府省庁において課題を精査しつつ、課題を踏まえて環境配慮契約法等の運用を見直す。また、再エネ電力メニューリストの提供など、効果的な情報提供を実施していく。

環境省施設において不落・不調になった事例

- 2023年度の電力供給契約において、環境配慮契約法基本方針に基づき、裾切り方式における調達を3度試みたが、1回目：入札者なし（不落）、2回目：予定価格を上回ったため不調、3回目：入札者なし（不落）となった。
- 最終保障供給※により、一般送配電事業者と電力供給契約を締結した結果、前年度と比較し再エネ比率の低い電力を調達することになり、結果として温室効果ガス排出量が増加した。

※ 最終保障供給：電気事業法に基づく制度で、どの小売電気事業者とも契約できない需要家に対して、一般送配電事業者が電気を供給するもの。高圧または特別高圧が対象。

	電気使用量 (万kWh)	調整後排出係数 (kgCO ₂ /kWh)	再エネ比率 (%)	温室効果ガス排出量 (kgCO ₂)
2022年度	182	0	100	0
2023年度	177	0.438	4	777,136

- 環境配慮契約法において、国等の電力調達については、二酸化炭素排出係数の低い小売事業者との契約に努めることとしており、契約方式としては、環境負荷低減に関する取組状況により評価する「裾切り方式」を採用している。
- 排出係数しきい値の引き下げのあり方や総合評価方式の導入等に向けた検討を行っているところ、主な検討状況は以下のとおり。

【令和7年度の電力調達について】

- より排出係数の低い電力調達を進めるため、裾切り方式による調達を行っているところ、令和7年度（2025年度）の契約については、**使用する排出係数しきい値が0.520kg-CO₂に引き下げられるとともに、調達電力に占める最低限の再エネ比率が40%に引き上げられた。**

【再エネ電力の普及促進に向けた取組】

- 再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であることを踏まえ、小売電気事業者が販売する再エネ電力メニュー及び調達者向けの契約関連情報の提供等を環境省HPにおいて実施。

【総合評価方式の導入に向けた検討】

- 電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を図る観点から、令和7年度以降、**総合評価落札方式の導入に向けた契約方式、評価項目・基準等の検討を進める。**

公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

○事務局：環境省

○構成員：全府省庁の政府実行計画の担当課、関係部局

○役割：

(1) 公共部門の太陽光発電導入目標達成に向けた調整

→各府省庁及び地方公共団体の施設種別の太陽光発電の導入目標の策定や、太陽光発電の整備計画についての調整等

(2) 政府実行計画の目標達成に向けた調整

→政府実行計画の目標達成に向けた優良事例の共有等

(3) その他、公共部門・公的部門の脱炭素化に関する取組についての調整

→その他の脱炭素に関する調整

<経緯>

- 「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和 3 年 10 月 22 日公表）によると、政府実行計画に基づいて実行することで、6.0GW 分の太陽光発電の導入を見込む。
- 「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、上記目標の達成のため、PDCAを回す仕組みとして連絡会議の設置等を行うことが記載。



- 各府省庁における太陽光発電の目標等について議論し、地方公共団体の取組状況も含めた情報共有等を行う場として令和 5 年 9 月に設置

第3回・第4回連絡会議の概要



- 2024年度は、第3回及び第4回会合を開催し、**政府実行計画の改定に向けた議論、取組の進捗状況の共有や次年度の取組方針の確認等を実施した。**

第3回（令和6年10月31日）

- ✓ カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会における審議状況を報告し、政府実行計画の改定に向けた方針を確認。
- ✓ 政府保有施設について、各府省庁ごとに作成した太陽光発電整備計画の更なる具体化を要請し、年度内に進捗状況を取りまとめることを確認。
- ✓ 地方公共団体保有施設への太陽光発電の導入を促進するため、地方公共団体の環境部局のみならず、財政部局や施設管理部局への効果的な情報提供のあり方について確認。
- ✓ その他、グリーン購入法・環境配慮契約法の基本方針等の見直し状況の共有等を実施。また、国土交通省官庁営繕部より、官庁営繕における環境配慮に関する取組紹介を実施。

第4回（令和7年3月25日）

- ✓ 新たな政府実行計画の閣議決定を受け、本年夏頃を目途に、各府省庁の実施計画の策定に向けた作業を進めていくこととした。
- ✓ 政府実行計画の実施状況等を確認するとともに、改めて各府省庁に取組強化を要請。また、実施状況調査の負担が増えている状況を踏まえ、調査の実効性の確保と負担の軽減を両立する観点から、調査方法の見直し方針を提示。
- ✓ 政府保有施設における太陽光発電の導入目標の達成状況、太陽光発電整備計画の具体化状況等を確認。今後の取組方針を改定し、各府省庁において、必要となる構造計算書等の書類の保有状況等を精査し、整備計画へ反映することを決定。
- ✓ 地方公共団体保有施設における太陽光発電の導入目標の達成状況、支援メニューの予算措置状況等を確認。また、各行政分野の特徴を捉えた訴求ポイントを整理。今後の取組方針を改定し、地方公共団体の関係部局が集まる会議等の機会を捉え、効果的な情報提供を実施していくことを決定。

- 政府実行計画（令和7年2月閣議決定）において、政府部門における温室効果ガスの排出削減目標を達成するため、ペロブスカイト太陽電池について、**政府が保有する建築物等への率先導入や、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえた導入目標等の検討**が位置付けられた。
- 「**公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議**」を活用し、各府省庁間で緊密な連携を確保しながら取組を進めており、今年3月に開催した第4回連絡会議において、**政府保有施設における設置に適した屋根や壁面の面積について、各府省庁への調査結果を踏まえ、一定の条件の下で試算した結果を公表した。**
- 今後、施工方法の確立状況等を踏まえた条件設定を行った上で、**政府部門におけるポテンシャルの精査を進め、GW級の量産体制構築に貢献できるタイミングで導入目標を設定する。**

政府実行計画（令和7年2月18日） 抜粋

第四 措置の内容

1 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた取組

政府が保有する建築物及び土地について、**太陽光を始めとした再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。**また、地方公共団体等が保有する施設についても取組が進むよう、各府省庁において必要な支援や助言に努める。

(1) 略

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、**政府が保有する建築物等への導入を率先して進める。**また、**具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく。**

建築物の環境配慮契約に関する検討状況

■ 国、独立行政法人等の建築物に係る契約（建築物の**設計**に係る契約、建築物の**維持管理**に係る契約、建築物の**改修**に係る契約）においては、環境配慮契約法に基づき、**建築物のライフサイクル全般において脱炭素化を図る**ため、エネルギー消費量等のデータ計測・分析等を踏まえた各段階における対策・取組等の効果的な連携及び評価、要求性能の実現のためのプロセスの設定等について、**専門家等の活用**も含め、検討することが求められている。

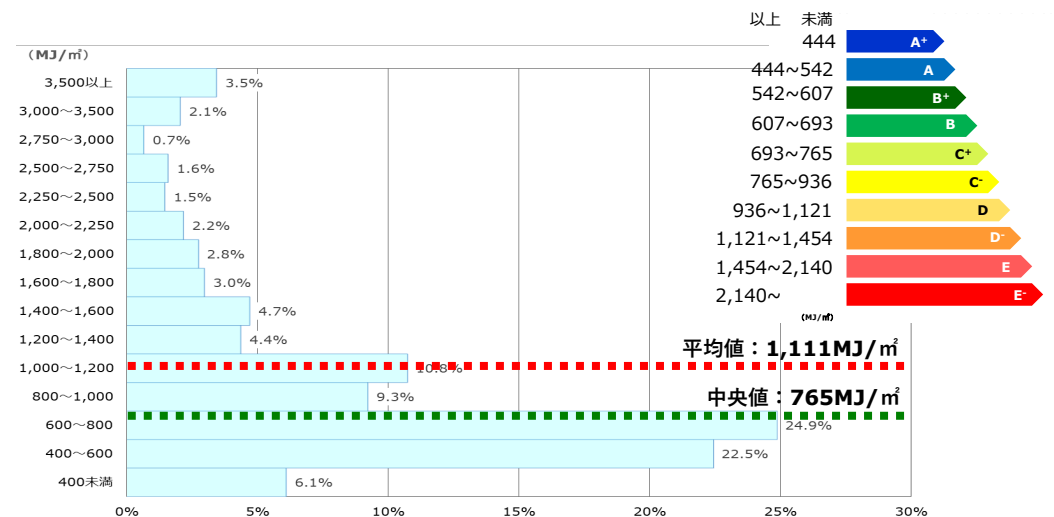
【**設計に係る契約**】 建築物の新築に当たっては、政府実行計画におけるZEB化の目標も踏まえ、原則、建築物のZEB化及び再エネの最大限の導入を図ることとしており、脱炭素につながる技術提案のテーマの設定を求める**環境配慮型ポータル方式**を採用。

【**維持管理に係る契約**】 仕様等に温室効果ガス排出削減の取組を盛り込む際に参考となる**環境配慮契約のチェックリスト**を作成。さらに、エネルギー消費量等に係る定量的な指標として、**ベンチマーク指標を設定し**、総エネルギー消費量のみで単純に比較が困難な施設等との比較に活用。

【**改修に係る契約**】 既存建築物の改修に当たっては、建築物の特性や改修規模を踏まえて、建築物のZEB化の実現の可能性の検討及び中長期的・段階的なZEBの実現に向けた改修計画を検討を行うことを求めている。

対策・設備等	要求事項	日常業務		技術者支援等	費用発生	チェック項目	☑
		自ら実施	業者実施				
業務の実施体制	●					専門技術者の配置	<input type="checkbox"/>
	●					同種・類似業務（同等の施設用途・設備等）の実績	<input type="checkbox"/>
点検・保守等			●			主要設備の運転記録	<input type="checkbox"/>
			●			設備の日常点検・保守	<input type="checkbox"/>
				●		主要設備の管理標準の設定	<input type="checkbox"/>
エネルギー管理		●	●			定期的（月/四半期/年など）なエネルギー使用量の把握	<input type="checkbox"/>
熱源・熱搬送設備		●	●			スケジュール運転の適正化	<input type="checkbox"/>
		●	●			運転時間の最適化	<input type="checkbox"/>
		●	●			起動時間の適正化	<input type="checkbox"/>
				●		燃焼設備の空気比の適正化	<input type="checkbox"/>
				●		冷温水出口温度・冷却水設定温度の適正化	<input type="checkbox"/>
				●		冷温水ポンプの冷温水流量の適正化	<input type="checkbox"/>
				●		熱源機のフロー量の適正化	<input type="checkbox"/>
				●		自動制御の動作確認、機器台数・容量の最適化	<input type="checkbox"/>
		●	●		フロン類の漏えい防止及び点検	<input type="checkbox"/>	

建築物の維持管理に係る環境配慮契約のチェックリスト（例）



一般事務庁舎におけるエネルギー消費原単位のベンチマーク指標（例）

- **政府実行計画（令和7年2月閣議決定）**において、建築物における省エネルギー対策の徹底などの目標実現に向けた具体的な措置を規定するとともに、政府の優先的な取組の1つとして、**建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める**ことを位置付け。
- 「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」において、**取組内容の具体化や優良事例の共有、技術的支援等を実施し取組を進めていく**。令和7年度には、国土交通省官庁営繕部において、直轄事業の設計業務で**試行的に建設時におけるCO2排出量の算定を行う**予定。

【参考】「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定）（抄）

第四 措置の内容

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。
 - ア 温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。
 - イ 建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。
 - ウ 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
 - エ H F Cを使用しない断熱材の利用を促進する。
 - オ 業務用エアコンの冷媒に用いられているH F Cについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にH F Cを適切に回収する。
 - カ 建設廃棄物の抑制を図る。
 - キ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、庁舎等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。

GX製品等の市場創造に向けた基本方針の見直し

- GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、**グリーン購入法基本方針を変更閣議決定**（令和7年1月28日）し、**公共調達**の分野から**需要拡大に貢献**。

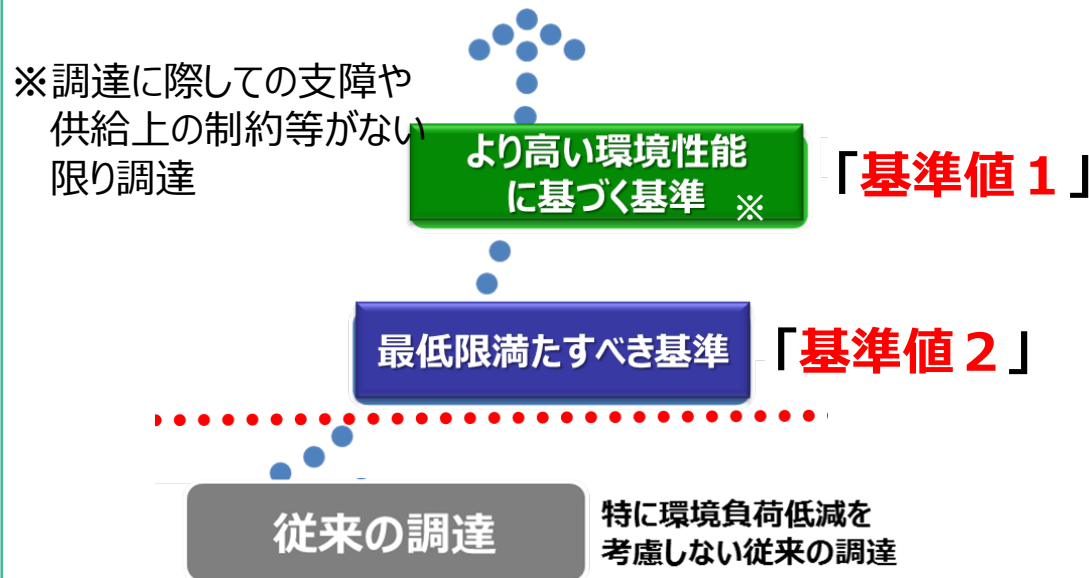
グリーン購入法基本方針の見直し内容

2段階の判断の基準の定義を見直し

- ・GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる**先端的な製品・サービス**を、**より高い環境性能に基づく基準に位置付けられるよう**に2段階の判断の**基準の定義を明確化**。

共通の判断の基準を新たに設定

- ・従来の個別品目毎の基準に加え、新たに分野横断となる共通の判断の基準を設け、令和6年度は「**グリーンスチール**」をより高い環境性能に基づく基準として設定。



対象	より高い環境性能に基づく基準の要件等
原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1注2}	<ul style="list-style-type: none">○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件(AND要件)<ul style="list-style-type: none">✓ 削減実績量^{注3}が付された鉄鋼であること✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること

注1:原材料に鉄鋼が使用された物品には役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない
注2:グリーン購入法では上記を満たす鉄鋼を「グリーンスチール」として取り扱う。
注3:今回、一般社団法人日本鉄鋼連盟のガイドラインに従うものを採用しているが、日本LCA学会における議論を踏まえ、削減実績量に関するガイドラインが新たに策定された際は、再度検討することとしている

(参考) グリーンスチールが使用されたオフィス家具の調達 (東海市)

- 東海市がオフィス家具を調達するにあたり、グリーンスチールを使用した製品※ (ロッカー、オフィスシステム収納をそれぞれ3台ずつ) を採用。
 ※ 日本製鉄が提供したNSCarbolex® Neutralを使用したオカムラ社の製品を購入し、市長室・副市長室に設置。
- 東海市は、グリーン購入法の調達方針が変更され「グリーンスチール」が使用される製品を積極的に調達する方針が示されたことを踏まえ、地方自治体として環境物品等への需要の転換を促進するとともに、同市の基幹産業である鉄鋼業のGX推進を通じた温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、同製品を購入したとしている。
- グリーンスチールを採用したオフィス家具製品を自治体が採用・発表した事例は、国内で初めてと見られ、需要家におけるグリーンスチール購入の取組が今後も進んでいくことが期待される。
 (国内橋梁工事へのグリーンスチールの採用は、「福岡201号新 朝倉橋 (上り線) 外上部工工事」(国土交通省九州地方整備局発注、2024年2月22日に横河ブリッジが発表)、「下庄跨線橋橋梁上部工その4」(岡山県備中県民局発注、2024年11月28日にJFEスチールが発表) などの事例がある。)

出所) 経済産業省 GX推進のためのグリーン鉄研究会フォローアップ会合より引用



令和7年(2025年)4月21日
東海市記者発表資料

グリーンスチールが使用されたオフィス家具を購入します ～全国の地方自治体で初事例～

本市では、令和4年(2022年)3月1日にゼロカーボンシティ宣言を表明し、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、市民・事業者・行政が一体となって市内の温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。

令和7年(2025年)1月にグリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更が閣議決定され、材料に、製造時の温室効果ガス排出量を従来の鉄鋼より大幅に削減した、いわゆる「グリーンスチール」が使用された製品を積極的に調達することが示されました。

そこで、本市においても地方自治体として環境物品等への需要の転換を促進するとともに、本市の基幹産業である鉄鋼業のGX推進を通じた温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、「グリーンスチール」が使用された製品を購入します。

今後も、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の取組内容を踏まえ、「グリーンスチール」が使用された製品の調達に努めてまいります。

■発注日

令和7年(2025年)4月21日(月)

■発注金額

768,900円(税込)

■購入する製品

- (1) 1人用ロッカー (W450mm×D515mm×H1,790mm)
- (2) オフィスシステム収納 (W900mm×D400mm×H775mm)

※3台ずつ購入し市長室、両副市長室に設置します。

■その他

6月中の納品を予定していますので、納品日が確定しましたら改めて発表します。

■本市の地球温暖化対策に関する主な取組 [参考]

令和3年(2021年)9月	地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定
令和4年(2022年)3月	ゼロカーボンシティ宣言を表明(3月1日)
令和5年(2023年)3月	地球温暖化対策推進基金を設置
令和5年(2023年)9月	地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定
令和6年(2024年)3月	ゼロカーボンの日(3月1日)を制定
令和7年(2025年)2月～3月	ゼロカーボンキャンペーンを実施

- **2023年度の温室効果ガス総排出量は、2013年度比で21%の減少**となった。2022年度比では3%の増加となっており、**2年連続で増加**している状況。温室効果ガス総排出量の増加要因は、2022年度と同様に、再エネ調達率の減少に伴いCO2排出係数が増加したことにより、**施設の電気使用に伴うCO2排出量が増加したことによる影響が大きい**と考えられる。
- 太陽光発電の導入（件数ベース）や再エネ電力調達等の**温室効果ガス総排出量以外の数量的目標の進捗率は3～4割程度**。2023年度も一定の進捗は見られるが、各目標に対して**十分とはいえない状況**。
- **太陽光発電の導入（設備容量ベース）について、目標に対する進捗率はわずか2.9%と非常に低い状況**。
- **実施状況の改善に向け**、以下の事項について**一層の取組強化を図る必要**がある。
 - ・太陽光発電の導入については、特に設備容量ベースの目標実現に向け、**各府省庁による施設ごとの計画の具体化、計画に沿った予算要求の実施が必要**。また、**PPA方式の活用等、取組コストの抑制が不可欠**。
 - ・新築ZEB化については、より詳細な状況を把握しながら、優良事例の横展開を図ることが必要。
 - ・公用車の電動化については、更新時における導入を徹底する必要。
 - ・一般照明用の蛍光灯の製造・輸入は2027年末に廃止されることも踏まえ、LED照明の導入については、施設の新築・改修時における導入を徹底するなど計画的な更新を進める必要がある。
 - ・再エネ調達については、**各府省庁が抱える課題を整理し、課題に応じた調達方法の工夫を図ることが必要**。また、環境配慮契約法に基づく取組を適切に推進、見直ししていくことが必要。

点検結果を踏まえた今後の取組方針について

- 今後は、政府実行計画で定めた目標の達成に向けて、特に以下の点に重点的に取り組む必要がある。その際、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」も活用して関係府省庁間で緊密に連携して進めていく。

○太陽光発電の導入

- ・各府省庁において、各種書類の保有状況や事業性等を踏まえ**太陽光発電整備計画を具体化し、当該計画と整合した計画的な予算要求**を実施しながら取組を進める。また、必要なコストの抑制に向け、初期投資が不要であり予算の平準化につながる**PPA方式の活用を進める**。

○建築物のZEB化

- ・建築物における省エネルギー対策について、**新築建築物のZEB化に向けては**、FU調査等を通じてより詳細な状況を把握しながら、**優良事例の共有等により取組を促進**していく。また、**既存建築物については**、省エネ診断やBEMSを踏まえた**運用改善を実施**するとともに、建築物の**維持管理に係る契約において、チェックリストやベンチマーク指標を活用**し、排出削減の工夫の余地やエネルギー消費量や温室効果ガス排出量の確認を促す。さらに、建築物の設計や改修に係る契約についても、チェックリストの検討を進める。加えて、改修時には中長期的・段階的なZEB実現に向けた計画を検討する。

○電動車・LED照明

- ・電動車やLED照明については、**更新時や施設改修・移転時等の導入を徹底**するとともに、計画的な整備を実現するため、**導入予定を各府省庁ごとに定めていく**。

○再エネ調達

- ・電力供給における再エネ調達について、**環境配慮契約法に基づく取組（再エネ調達実践ガイド等の共有、仕様書における最低限の再エネ調達比率の設定、再エネ電力メニューリストの充実等）を適切に推進**していく。また、各府省庁における課題を整理するとともに、課題を踏まえ、環境配慮契約法に基づく運用を適切に見直す（総合評価方式の導入等）。また、**必要なコストの抑制に向け、共同調達等の調達の工夫を図る**。

- 中央環境審議会の意見を踏まえ、GX製品の率先調達や建築物のライフサイクル全体の温室効果ガスの排出削減の在り方について検討する。
- 今後、進捗の点検方法の効率化を図りつつ、PDCAサイクルを回して着実に取組を進める。

